

川崎市高等学校駅伝大会実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市内高等学校における陸上部活動の充実と長距離種目での選手の競技力の向上及び日常の練習成果の場として、川崎市高等学校駅伝大会(以下「駅伝大会」という。)を開催し、その円滑な運営を図るため、川崎市高等学校駅伝大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(協議事項等)

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 駅伝大会開催運営要領に関すること。
- (2) 駅伝大会の企画、調整に関すること。
- (3) その他、駅伝大会開催に必要な事項の検討に関すること。

(委員の構成)

第3条 実行委員会は、川崎市教育委員会、川崎市内公立高等学校校長会、川崎市立高等学校体育部活動推進協議会、川崎地区高等学校体育連盟、川崎市陸上競技協会及び関係団体の役職員等をもって組織する。

(委員長等)

第4条 実行委員会には、次の役員を置く。

- (1) 委員長(1名)
- (2) 副委員長(若干名)
- 2 委員長については、川崎市立高等学校体育部活動推進協議会長を充てるものとする。委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。
- 3 副委員長は、川崎地区高等学校体育連盟会長、神奈川県立高等学校長会川崎地区会長川崎市陸上協会代表及び川崎市教育委員会代表を充てるものとする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代理する。

(会議等)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長があたる。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 事務局は、川崎市教育委員会学校教育部健康教育課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

この要綱は、平成17年11月22日から施行する。